

地域協議会委員を公募します

地域の課題やまちづくりなどについて話し合い、地域の団体等と連携・協力しながら、解決に向けて取り組む地域協議会の委員を募集します。

身近なことを、みんなで考え、実践している地域協議会に、あなたも参加してみませんか。

■問合せ…自治・地域振興課 (☎025-526-5111、内線1429)

Q 応募できるのはどんな人？

4月26日⑩現在の年齢が満25歳以上で、次のいずれにも該当する人です。

○応募する地域協議会が置かれている地域自治区内に住所がある

○上越市議会議員選挙の候補者となる要件を満たしている（ただし、公務員のうち臨時または非常勤の人は、一部を除いて、応募できません）

※詳しくは、公募の手引きをご覧ください。

※3月9日⑨から選任日（4月28日⑫を予定）までの間に、国会議員や地方公共団体の首長・議員の選挙の候補者となった人は応募できません。

Q 委員の任期は？

委員の任期は4月29日⑬・⑭から令和6年4月28日⑩までの4年間です。

Q 報酬はもらえるの？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されているので、無報酬としています。

なお、交通費相当額として、会議1回につき1,200円が支払われます。

Q 委員は何人いるの？

地域協議会の定数は、以下のとおりです。

区名	定数	区名	定数	区名	定数
高田区	20人	有田区	18人	大潟区	14人
新道区	14人	八千浦区	12人	頸城区	14人
金谷区	16人	保倉区	12人	吉川区	12人
春日区	20人	北諏訪区	12人	中郷区	12人
諏訪区	12人	谷浜桑取区	12人	板倉区	14人
津有区	12人	安塚区	12人	清里区	12人
三郷区	12人	浦川原区	12人	三和区	14人
和田区	14人	大島区	12人	名立区	12人
高士区	12人	牧区	12人	合計	382人
直江津区	18人	柿崎区	14人		

Q 委員はどうやって選ばれるの？

応募者数が定数を超えたとき

その地域に住んでいる皆さんによる選任投票を行います。

※投票日は上越市議会議員選挙の投票日（4月26日⑩）と同日を予定しています。

応募者数が定数を超えないとき

応募者の中から委員を選任し、さらに、定数に達するまで応募資格のある人の中から委員を選任します。

応募方法

▶受付時間…3月9日⑨～22日⑩の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日も受け付けます。）

※中部まちづくりセンターは、3月18日⑪のみ、午前8時10分～午後4時40分となります。

▶応募方法…応募書類に必要事項を記入し、本人が直接持参してください。また、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。応募書類および公募の手引きは、自治・地域振興課、各総合事務所、各まちづくりセンターにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

▶応募先…お住まいの区域を担当する総合事務所またはまちづくりセンターへ。まちづくりセンターの担当区域は、以下のとおりです。

○南部まちづくりセンター（福祉交流プラザ内）
…高田区、金谷区、三郷区、和田区

○中部まちづくりセンター（市民プラザ内）
…新道区、春日区、諏訪区、津有区、高士区

○北部まちづくりセンター（レインボーセンター内）
…直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区